証券コード　4448
2020年３月10日

株　主　各　位

神戸市北区谷上東町１番１号
Chatwork　株　式　会　社
代表取締役兼社長執行役員CEO兼CTO　山　本　正　喜

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水曜日）午後７時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年３月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時15分）
2. **場　　所**　東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階「ＡＰ浜松町」Ｄ・Ｅ・Ｆルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項　第16期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。

◎カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.chatwork.com/ja/ir/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.chatwork.com/ja/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

事業説明会開催のご案内	定時株主総会の終了後、引き続き株主総会会場におきまして、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした「事業説明会」を開催いたします。株主の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、併せてご出席くださいますようご案内申しあげます。 なお、「事業説明会」においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境において高水準を維持しながらも足元ではやや弱含みの状態となっております。また、国際情勢においては米中貿易摩擦の長期化、中国経済の景気減速、英国のＥＵ離脱問題など、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社は「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけではなく、１人でも多くの人がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や新しく創造的な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当事業年度は、主力のChatwork事業の拡販に努める一方で、新たな機能のリリース等、計画に沿った開発にも注力しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,815,079千円（前年同期比39.4%増）、営業利益は77,693千円（前年同期は営業損失188,097千円）、経常利益は62,343千円（前年同期は経常損失163,146千円）となり、当期純利益は61,421千円（前年同期は当期純損失110,800千円）となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

（Chatwork事業）

Chatwork事業は、主力プロダクトの「Chatwork」の利点を訴求し、新たな機能追加と顧客の開拓に努めました。以上の結果、売上高は1,600,314千円となりました。

（セキュリティ事業）

セキュリティ事業では、キヤノンITソリューションズ株式会社の展開するセキュリティソフト「ESET」の販売代理を展開しており、売上高は214,764千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資は、42,090千円であります。主な内訳は、大阪オフィス移転に伴う内装費25,954千円、家具等4,334千円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年９月24日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、第三者割当増資により、総額888,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

SaaS市場は、技術進歩が非常に速く、また同市場が拡大する中で提供されるサービスも多様化しております。こうしたサービスには大規模な設備投資が不要であり、導入コストの削減とスピーディーな導入が可能となることから、注目を集めている市場であります。

このような市場環境を受け、当社の主力サービス「Chatwork」に関連するビジネスチャットツールの市場規模は拡大していくものと予想されますが、一方で、競合他社との競争は激しさを増すものと認識しております。当社は、ビジネスチャット市場において、事業成長を図りつつ、競合他社との差別化を推進するとともに、収益性の向上に取り組み、企業価値を継続的に拡大させる方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分		2016年度 第13期	2017年度 第14期	2018年度 第15期	2019年度 (当期)第16期
売上高	(千円)	695,052	968,294	1,301,836	1,815,079
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△630,838	△232,965	△110,800	61,421
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4,135.53	△1,294.25	△3.08	1.70
総資産	(千円)	1,111,864	979,271	995,430	2,008,982
純資産	(千円)	872,817	639,852	529,051	1,478,473

(注) 当社は2019年５月22日開催の取締役会決議により、2019年６月19日付で当社普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容

事　　業	主　要　製　品
Chatwork事業	Chatwork
セキュリティ事業	ESET

(8) 主要な営業所

(2019年12月31日現在)

名　　称	所　在　地
本店	兵庫県神戸市北区谷上東町１―１
大阪オフィス	大阪府大阪市北区梅田２―６―20―５F
東京オフィス	東京都港区芝公園３―４―30―７F
台湾駐在所	台北市中山區南京東路２段150號10樓

(9) 従業員の状況

(2019年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
107名	16名増	34.6歳	3.9年

(10) 主要な借入先

金融機関からの借入金はございません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年９月24日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　　120,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　　36,600,000株

(3) 株主数　　13,406名

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社EC studioホールディングス	20,530,400 株	56.09%
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	1,820,000 株	4.97%
山　本　正　喜	1,251,000 株	3.42%
GMO Venture Partners4 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO Venture Partners株式会社	1,092,000 株	2.98%
山　口　勝　幸	1,000,000 株	2.73%
新生企業投資株式会社	588,000 株	1.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	412,900 株	1.13%
SMBCベンチャーキャピタル２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社	400,000 株	1.09%
鈴　木　陽　三	378,000 株	1.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	320,800 株	0.88%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	区分及び 保有者数	新株予約権 １個当たり の発行価額	新株予約権 １個当たり の行使価額	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	権利行使期間
第１回新株予約権 (2017年２月22日)	監査役１名	無償	50,000円	450個	普通株式 90,000株	自2017年３月１日 至2027年２月28日
第３回新株予約権 (2018年３月27日)	取締役３名 (社外取締役を 除く)	無償	50,000円	5,400個	普通株式 1,080,000株	自2018年３月27日 至2028年３月26日
第４回新株予約権 (2018年12月18日)	取締役３名 (社外取締役を 除く)	無償	50,000円	600個	普通株式 12,000株	自2018年12月18日 至2028年12月17日
第６回新株予約権 (2019年２月８日)	社外取締役１名	無償	50,000円	1,000個	普通株式 200,000株	自2019年２月８日 至2029年２月７日

(注) 当社は、2019年５月22日開催の取締役会決議により、2019年６月19日付で普通株式１株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

名称 (付与決議日)	区分及び 交付者数	新株予約権 １個当たり の発行価額	新株予約権 １個当たり の行使価額	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	権利行使期間
第５回新株予約権 (2019年１月23日)	当社従業員２名	無償	50,000円	80個	普通株式 16,000株	自2019年１月23日 至2029年１月22日
第６回新株予約権 (2019年２月８日)	当社従業員25名	無償	50,000円	3,282個	普通株式 656,400株	自2019年２月８日 至2029年２月７日

第７回新株予約権 （2019年６月19日）	当社従業員１名	無償	320,000円	60個	普通株式 12,000株	自2019年６月19日 至2029年６月18日

（注）当社は、2019年５月22日開催の取締役会決議により、2019年６月19日付で普通株式１株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	職名及び重要な兼職の状況
代表取締役兼 社長執行役員	山　本　正　喜	CEO兼CTO
取締役兼 副社長執行役員	山　口　勝　幸	COO
取締役兼 執行役員	井　上　直　樹	CFO兼コーポレート本部長
取　締　役	福　田　升　二	株式会社エス・エム・エス執行役員事業開発本部長
常勤監査役	菅　井　　毅	―
監　査　役	山　田　啓　之	AZX総合会計事務所代表 Fringe81株式会社監査役 株式会社カオナビ監査役
監　査　役	村　田　雅　幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ監査役

（注）１．取締役井上直樹氏は、2019年３月28日開催の第15期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
２．取締役福田升二氏は、2018年12月18日開催の臨時株主総会において新たに選任され、2019年１月７日付で就任しました。
３．監査役村田雅幸氏は、2019年３月28日開催の第15期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
４．取締役福田升二氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
５．監査役菅井毅、山田啓之及び村田雅幸の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

6．監査役菅井毅氏は、金融機関や事業会社等での長年の経験により、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントへの豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
7．監査役山田啓之氏は、税理士として長年活躍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8．監査役村田雅幸氏は、大阪証券取引所及び東京証券取引所での長年の経験により、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制への豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
9．当社は、取締役福田升二、監査役菅井毅、山田啓之及び村田雅幸の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10．取締役宮坂友大及び小沼晴義の両氏は、2019年５月22日付で辞任により取締役を退任いたしました。
11．当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は５名であり、取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

氏名	職名
春　日　重　俊	執行役員兼開発本部長
西　尾　知　一	執行役員兼事業推進本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	３名	68,040千円
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	7,500千円 （7,500千円）
合計 （うち社外役員）	６名 （３名）	75,540千円 （7,500千円）

（注）１．上記の支給人員には、無報酬の社外取締役３名を含んでおりません。
２．取締役の報酬限度額は、2015年２月20日開催の第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2015年２月20日開催の第11期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	福　田　升　二	株式会社エス・エム・エス執行役員 事業開発本部長	重要な取引その他の関係はございません。
社外監査役	菅　井　　毅	―	―
社外監査役	山　田　啓　之	AZX総合会計事務所代表 Fringe81株式会社監査役 株式会社カオナビ監査役	重要な取引その他の関係はございません。
社外監査役	村　田　雅　幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ監査役	重要な取引その他の関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	福　田　升　二	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
社外取締役	宮　坂　友　大	2019年５月22日辞任までの当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	小　沼　晴　義	2019年５月22日辞任までの当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	菅　井　　毅	当事業年度に開催された取締役会21回、監査役会11回のすべてに出席しました。長年の事業会社での経験から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。
社外監査役	山　田　啓　之	当事業年度に開催された取締役会21回、監査役会11回のすべてに出席しました。税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。
社外監査役	村　田　雅　幸	当事業年度に開催された取締役会のうち監査役に就任後開催された14回すべて、及び監査役会11回のすべてに出席しました。証券取引所での豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額　17,500千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　17,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として企業理念及び社内規程を定めるとともに内容について役職員に浸透を図る。

ⅱ監査役は「監査役監査規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。

ⅲ内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

ⅱ取締役及び監査役は必要に応じてこれらの保存情報を閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ当社はコーポレートリスクの適切な把握を目的として、取締役会または他の会議体にて当社として管理すべきリスク項目の洗い出しと、継続的な状況確認を実施する。

ⅱなおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ当社は毎月１回の定例取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ⅱ当社は規程にて各組織の業務分掌並びに職位に応じた職務権限を定めると共に、当該規程に従って担当役員及び各組織長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

ⅰ監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

ⅱ当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

ⅲ当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

ⅰ取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。

ⅱ監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ⅲ監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び会計監査人を含む外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

ⅱ監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

ⅰ当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

ⅱ反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役会において、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべて出席いたしました。

②監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③内部監査担当者は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を行いました。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,790,386	流動負債	530,508
現金及び預金	1,531,768	未払金	131,923
売掛金	145,986	未払費用	75,481
貯蔵品	7,166	未払法人税等	42,036
前払費用	62,527	未払消費税等	42,009
預け金	42,848	前受金	210,674
その他流動資産	88	預り金	15,738
固定資産	218,595	従業員預り金	12,615
有形固定資産	84,055	その他流動負債	29
建物	55,487	**負債合計**	530,508
工具、器具及び備品	21,576	(純資産の部)	
土地	6,991	株主資本	1,478,473
無形固定資産	69	資本金	1,358,138
電話加入権	69	資本剰余金	1,343,998
投資その他の資産	134,470	資本準備金	1,343,998
敷金及び保証金	63,756	利益剰余金	△1,223,663
繰延税金資産	70,714	利益準備金	3,535
破産更生債権等	716	その他利益剰余金	△1,227,198
貸倒引当金	△716	繰越利益剰余金	△1,227,198
		純資産合計	1,478,473
資産合計	2,008,982	負債・純資産合計	2,008,982

損　益　計　算　書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,815,079
売上原価		686,548
売上総利益		1,128,530
販売費及び一般管理費		1,050,837
営業利益		77,693
営業外収益		
受取利息	6	
施設運営収入	1,822	
補助金収入	750	
雑収入	72	2,653
営業外費用		
株式交付費	7,963	
新株予約権発行費	180	
上場関連費用	8,970	
為替差損	696	
雑損失	192	18,003
経常利益		62,343
特別利益		
固定資産売却益	1,500	1,500
税引前当期純利益		63,843
法人税・住民税及び事業税	29,597	
法人税等調整額	△27,176	2,421
当期純利益		61,421

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	914,138	899,998	899,998
当期変動額			
新株の発行	444,000	444,000	444,000
当期純利益			
当期変動額合計	444,000	444,000	444,000
当期首残高	1,358,138	1,343,998	1,343,998

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,535	△1,288,620	△1,285,085	529,051	529,051
当期変動額					
新株の発行				888,000	888,000
当期純利益		61,421	61,421	61,421	61,421
当期変動額合計	－	61,421	61,421	949,421	949,421
当期首残高	3,535	△1,227,198	△1,223,663	1,478,473	1,478,473

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月12日

Ｃｈａｔｗｏｒｋ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　早稲田宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中山太一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Ｃｈａｔｗｏｒｋ株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月14日

Chatwork株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　菅井　毅　㊞

監査役（社外監査役）　山田啓之　㊞

監査役（社外監査役）　村田雅幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、神戸市谷上を中心に日本を活性化する活動「谷上プロジェクト」を推進するため、もともとの本店所在地であった大阪から神戸市谷上へと本店所在地を移しておりましたが、2019年12月をもって発起人である前社長へプロジェクトを引き継ぎ、谷上プロジェクトに伴う資産の譲渡が完了いたしましたので、当社の本店所在地を大阪府大阪市へと変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を神戸市に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年２月20日開催の当社第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき、今日にいたっております。

今般、当社は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社に対する無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定いたしたいと存じます。ただし、当該金銭報酬債権の総額は、原則として、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しております。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。なお、現在の対象取締役は３名であり、上記の譲渡制限付株式の割当てにつきましては、社外取締役を対象とするものではありません。

記

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行及び処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．

に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数116,000株（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役は、１年間から３年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という）こと。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得すること。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとすること。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。

（ご参考）

当社は、本株主総会の終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対して、割り当てる予定です。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階
「ＡＰ浜松町」Ｄ・Ｅ・Ｆルーム

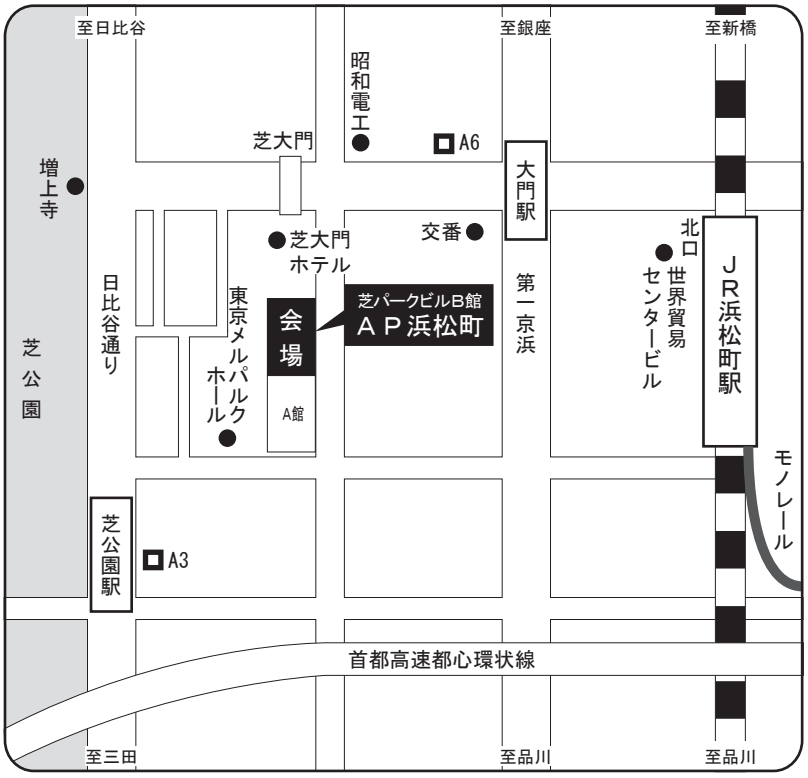

最寄駅
都営地下鉄　浅草線・大江戸線　大門駅（Ａ６出口）より徒歩３分
都営地下鉄　三田線　芝公園駅（Ａ３出口）より徒歩３分
Ｊ　　Ｒ　山手線・京浜東北線　浜松町駅（北口）より徒歩７分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申しあげます。